

平成28年4月26日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成28年(ツ)第20号 不当利得金返還等請求上告事件

判 決

東京都千代田区麹町五丁目2番地1

上 告 人 株式会社オリエントコーポレーション

同代表者代表取締役 齋 藤 雅 之

同訴訟代理人弁護士

同

宮崎県都城市

被 上 告 人

同訴訟代理人弁護士 竹 内 大 樹

上記当事者間の宮崎地方裁判所平成27年(レ)第35号不当利得金返還等請求控訴事件について、同裁判所が平成27年12月18日に言い渡した判決に対し、上告人から上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり判決する。

主 文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

理 由

1 上告理由第1点について

- (1) 本件は、貸金業者である上告人との間で、継続的に借入れと返済を繰り返していた被上告人が、利息制限法所定の利息の制限額を超えて利息として支払った部分(以下「制限超過部分」という。)を元本に充当すると過払金が発生していると主張し、上告人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金元金及び民法704条前段所定の利息(以下「法定利息」という。)の支払を求め(本訴)、上告人が、被上告人に対し、消費貸借契約に基づき、上記貸金取引によ

って発生したと主張する貸金元金，確定利息及び遅延損害金の支払を求める（反訴）事案である。

(2) 原審の適法に確定した事実関係の概要等は，次のとおりである。

ア 被上告人は，平成7年4月末又は同年5月初旬，上告人との間において，次の内容を含む被上告人を会員とするローンカード会員契約（以下「本件基本契約」という。）を締結し，上告人は，被上告人に対し，ローンカード（以下「本件カード」という。）を交付した。

(ア) 利率

実質年率25.0%（ただし，金融情勢により変更する場合がある。）

(イ) 遅延損害金

年29.2%

(ウ) 借入方法

被上告人は，融資限度額の範囲内であれば1万円単位で繰り返し上告人から金員の追加借入れをすることができる。

(エ) 返済方法

翌月一括返済又は分割返済のいずれかを借入れの時に選択できる。返済金額は，返済元金と利息を合計した金額とし，毎月27日の自動振替の方法で行う。

(オ) 利息計算方法

前月27日返済後残額に対して，前月28日より当月27日までを1か月として計算する。

イ 被上告人は，上告人との間で，本件基本契約に基づき，平成7年5月8日から平成26年7月28日までの間，原判決別紙「計算書」の「取引日」欄記載の日に，同「借入額」欄記載の金額の金員を借り入れ，又は，同「返済額」欄記載の金額の金員を弁済した（上記金銭消費貸借取引のうち，平成7年5月8日から平成14年2月27日までの取引を「第1取引」，平成21

年7月17日から平成26年7月28日までの取引を「第2取引」といい、これらを併せて「本件各取引」という。)

ウ 被上告人は、本件各取引をいずれも本件カードを用いて行った。

エ 第2取引開始に当たり、利息の利率は年16%に変更された。

オ 上告人は、過払金が発生することにつき、悪意の受益者(民法704条)である。

カ 原審は、上記事実関係の下で、①本件基本契約は、同契約に基づく各借入金債務に対する各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当した結果、過払金が発生した場合には、上記過払金を、弁済当時存在する他の借入金債務及びその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含んでおり、同過払金充当合意は、特段の事情がない限り、第2取引にも及んでおり、上記特段の事情は認められないとした上(以下「原判示1」という。)、②第1取引終了時点で発生していた過払金元金並びに同時点まで及び同時点後に発生した法定利息を、上記法定利息及び過払金元金の順で第2取引における借入金債務に順次充当し、また、第2取引における制限超過部分をその後の借入金元本に充当し、その結果、借入金元金が零円を超えた期間については年16%の利率による利息の発生を認めたが、これを超えない期間については利息の発生を認めずに本件各取引を一連一体のものとして借入残高等の計算をし、上告人の反訴請求に係る第2取引に基づく貸金返還請求権は消滅し、過払金残金及び法定利息が現存するものと判断した(以下「原判示2」という。)

- (3) 所論は、原判示2につき、金銭消費貸借取引の貸主には、民法136条2項ただし書により利息を取得する権利が法的に保護されており、また、最高裁平成15年7月18日第二小法廷判決・民集57巻7号895頁(以下「平成15年最判」という。)によれば、過払金が他の借入金債務に充当される場合であっても、貸主が約定の期限までの利息を取得することができないのは、当該他の借入金債務の利率が利息制限法所定の制限を超える場合だけであり、反対

に、同法所定の制限内で利率が設定されている取引に過払金が充当される場合には、当該利率による利息の取得は認められるとして、第1取引において発生した過払金を同取引終了時に存在していなかった第2取引における借入金債務に充当することにより、同法所定の制限内で利率（年16%）が設定されている第2取引について上告人の利息の取得を否定した原判決の判断には、民法136条2項ただし書違反及び判例（平成15年最判）違反があるというものである。

しかし、利息制限法1条及び2条の規定は、金銭消費貸借上の貸主には、借主が実際に利用することが可能な貸付額とその利用期間とを基礎とする同法所定の制限内の利息の取得のみを認め、上記各規定が適用される限りにおいては、民法136条2項ただし書の規定の適用を排除する趣旨と解すべきであるから、過払金が充当される他の借入金債務についての貸主の期限の利益は保護されるものではなく、充当されるべき元本に対する期限までの利息の発生を認めることはできないというべきである（平成15年最判）。そして、本件各取引のように、同一の貸主と借主との間で継続的に金銭の貸付けとその返済が繰り返されることを予定した基本契約の下で発生した過払金が、同契約に含まれる過払金充当合意に基づき、同契約の下でその後に発生する新たな借入金債務に充当される場合において、当該新たな借入金債務の利率が利息制限法所定の制限の範囲内である場合であっても、過払金が元本に充当された以上、借主が実際に利用することが可能な貸付額が減少するのであるから、上記の理は異なるものではなく、この場合、貸主は、充当されるべき元本に対する約定の期限までの利息を取得することができないと解するのが相当である。

そうすると、これと同旨と解される原審の判断は正当として是認することができ、論旨は採用することができない。

## 2 上告理由第2点及び第3点について

所論は、原判示1につき、過払金充当合意の存在を認めて第1取引において発

生じた過払金を第2取引における借入金債務に充当した原判決には、平成15年最判及び最高裁平成19年6月7日第一小法廷判決・民集61巻4号1537頁（以下「平成19年最判」という。）の趣旨・解釈に反するなど理由不備があるというものである。

しかし、同一の貸主と借主との間で基本契約に基づき継続的に貸付けが繰り返される金銭消費貸借取引において、借主が支払った制限超過部分を元本に充当しても過払金が発生する場合、上記過払金は、その後に発生した新たな借入金債務に当然に充当されるものではないが、当事者間に上記過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するときは、その合意に従った充当がされるものというべきである（平成19年最判）。

本件についてこれをみると、原審の適法に確定した前記事実関係によれば、本件取引1及び本件取引2はいずれも本件基本契約に基づく取引であるところ、被告人は、同契約に基づき、融資限度額の範囲内において1万円単位で繰り返し被告人から金員を借り入れることができ、同契約においては、借入金の返済方法は、毎月一定の支払日に自動振替の方法で行うとされ、毎月の返済額は、元金と利息を合計した一定額（当初1万円であったが、後に2万円となった（原判決別紙「計算書」の「返済額」欄）。）に定められ、利息は、前月の支払日の返済後の残元金の合計に対する当該支払日の翌日から当月の支払日までの期間を基準として計算することなどが合意されていたというのである。これによれば、本件基本契約に基づく債務の弁済は、各貸付けごとに個別的な対応関係をもって行われることが予定されているものではなく、同契約に基づく借入金の全体に対して行われるものであると解することができる。そうすると、本件基本契約は、同契約に基づく各借入金債務に対する弁済金のうち制限超過部分を元本に充当した結果発生した過払金は、特段の事情がない限り、その後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含むものと解するのが相当である。第1取引の終了と第2取引の開始までの間に約7年の空白期間があること、第1取引と第2取引におけ

る約定利率が異なることなどは、第1取引における利息の支払により発生した過払金が第2取引における借入金債務に充当されるかどうかを判断するに当たり、この場合の上記充当合意の成立を否定すべき上記特段の事情又は一旦成立した同充当合意の終了を認めるべき事情に該当するということとはできない。

したがって、第1取引終了時点で発生していた過払金元金並びに同時点まで及び同時点後に発生した法定利息は、本件基本契約に含まれる上記充当合意に基づき、第2取引において新たに発生した借入金債務に充当されるというべきである。原判決は、上記の趣旨を判示したものと解し得る。論旨は、独自の見解に立って原判決を非難するものであり採用できない。

- 3 よって、本件上告は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 佐 藤 明

裁判官 杉 本 宏 之

裁判官 貝 阿 彌 亮

これは正本である。

平成28年4月26日

福岡高等裁判所第1民事部

裁判所書記官 濱 砂 尋 宣

